

日本社会情報学会 研究部会規則

(目的)

第1条 本規則は、定款第15条の研究部会にもとづき、研究部会の設立、運営、改廃を定めるものである。

(設立)

第2条 研究部会の設立は、次の2つの方法による。

1. 学術委員会への申し立てによるもの。
2. 学術委員会の発議によるもの。

いずれも所定の用紙、所定の手続によって、学術委員会に申請し、その議を経て、理事会の承認を得るものとする。なお、申請用紙の様式は、別途定める。

(構成)

第3条 研究部会の構成は次の通りする。

1. 研究部会員は、本学会の会員であること。
2. 研究部会は、代表者としての主査1名と事務局としての幹事1名以上をおくこと。

(期間)

第4条 研究部会の存続期間は、理事会の承認時より2年間とする。ただし、理事会の承認を経て、さらに2年間継続することができる。

(補助金)

第5条 研究部会は、運営費用の補助金として、理事会の定める補助金を学会から得ることができる。

(報告)

第6条 主査は、年度末あるいは学術委員会の要請によって、研究部会の活動成果を理事会に報告しなければならない。

(成果発表)

第7条 研究部会は、研究部会終了時に報告書を作成するとともに、その成果を本学会全国大会などにおいて発表するものとする。

(規則の運用)

第8条 この規則に定めのない事項については、適宜、学術委員会で決定して運用し、学術委員会が必要と認められた事項については、理事会に諮るものとする。

(規則の改正)

第9条 この規則の改正は、学術委員会の発議により、理事会の議を経て、会長が行う。

(付則)

この規則は、平成11年1月29日より施行する。

(様式)

<日本社会情報学会 研究部会 (設立・継続) 申請書>

1. 部会名
2. 主査 氏名
所属・部科・職名
連絡先住所 〒
電話・FAX・e-mail
3. 幹事 氏名
所属・部科・職名
連絡先住所
電話・FAX・e-mail
4. 部会の目的・意義
5. 研究計画・方法(具体的に)
6. 予想される研究成果
7. 予定する研究部会員名(所属・氏名)
(設立時の部会員数は、10名程度以上を目安とします。)
8. 準備状況(設立時)/研究成果・経過の概要(継続時)
9. 備考

<研究部会補助金申請書 日付>

1. 社会情報学会殿
研究部会補助金を下記預金口座に振り込み願います。
2. 研究部会名
3. 主査名
4. 銀行名、支店名
5. 預金種類 普通預金/当座預金
6. 口座番号
7. 口座名義 住所〒(ふりがな) 氏名(ふりがな)

< 研究部会報告書 日付 >

研究部会の構成

- 1．部会名
- 2．会場（主な）
- 3．開催回数
- 4．主 査 氏名・所属
- 5．幹 事 氏名・所属
- 6．部会員 氏名・所属の一覧

研究部会会合記録

- 1．月日
- 2．テーマ・内容
- 3．報告者

研究内容・研究成果

- 1．研究内容・研究成果
- 2．活動報告の有無
 - 研究発表会
 - 学会誌
 - その他

会計報告書（学会からの補助金に関してのみ）

- 1．部会名
- 2．収入
- 3．支出
- 4．残高
- 5．日付、主査名・印

なお、領収書は主査が保存すること。

以上